

天 塩 川 水 系 河 川 整 備 基 本 方 針
本文新旧対照表

令和7年12月17日

国土交通省 水管理・国土保全局

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
1	<p>天塩川水系河川整備基本方針</p> <p>平成 15 年 2 月</p> <p>国土交通省河川局</p>	<p>天塩川水系河川整備基本方針 (変更案)</p> <p>令和 年 月</p> <p>国土交通省 水管理・国土保全局</p>	

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
2	<p>目 次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ··· 1 (1) 流域及び河川の概要 ······ 1 (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ··· 4</p> <p>2. 河川の整備の基本となるべき事項 ······ 7 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 ······ 7 (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 8 (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 ······ 9 (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 ······ 10</p> <p>(参考図) 天塩川水系図 ······ 卷末</p>	<p>目 次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ··· 1 (1) 流域及び河川の概要 ······ 1 (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ··· 4 ア 災害の発生の防止又は軽減 ······ イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 ······ ウ 河川環境の整備と保全 ······</p> <p>2. 河川の整備の基本となるべき事項 ······ (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 ······ (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 ······ (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 ······</p> <p>(参考図) 天塩川水系図 ······ 卷末</p>	

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
4	天塩川は、その源を北見山地の天塩岳に発し、士別市及び名寄市で剣淵川、名寄川等の支川を合流し、山間の平野を流下して中川町に至り、さらに天塩平野に入って問寒別川等の支川を合わせて天塩町において日本海に注ぐ、幹川流路延長 256 km、流域面積 5,590 km ² の一級河川である。	天塩川は、その源を北見山地の天塩岳に発し、士別市及び名寄市で剣淵川、名寄川等の支川を合流し、山間の平野を流下して中川町に至り、さらに天塩平野に入って問寒別川等の支川を合わせて天塩町において日本海に注ぐ、幹川流路延長 256 km、流域面積 5,590 km ² の一級河川である。	
5	その流域は、北海道北部にあって南北に細長い羽状形を呈し、流域の土地利用は、山林が約 70%、水田や畠地等の農地が約 14%、宅地等の市街地が約 1%、その他原野等が約 15% となっている。またその流域は、上川・留萌・宗谷支庁にまたがる 3 市 10 町 1 村からなり、この地域における社会、経済、文化の基盤をなすとともに、多様な自然環境を有していることから、本水系の治水、利水、環境についての意義は極めて大きい。	その流域は、上川・留萌・宗谷支庁にまたがる 3 市 8 町 1 村からなり、その流域内人口は、昭和 55 年（1980 年）と令和 2 年（2020 年）を比較すると、約 12 万人から約 7 万人へと減少し、高齢化率は 10.1% から 36.5% へと上昇している。 流域の土地利用は、山地が約 73% を占め、田や畠地等の農地が約 18%、市街地が約 1% となっている。 天塩川流域は、農業、畜産等の 1 次産業が盛んな地域で、上流部では稲作・畠作、中流部では畠作、下流部では酪農を中心として多様な農作物が生産されている。また、汽水域である本川下流やサロベツ川及びパンケ沼では、ヤマトシジミ等の内水面漁業が盛んで地域の重要な産業となっている。上流部の名寄地方で栽培されている「もち米」が有名銘菓等からの産地指定を受けているほか、多くの農作物が管外に出荷されており、北海道内外の「食糧供給基地」としての機能を果たしている。	・流域内人口、高齢化率を追記 ・時点更新（土地利用） ・主要産業等を追記
6		また、流域の交通の骨格を成す国道 40 号と JR 宗谷本線が、上流から中流にかけて天塩川と併走している。	・交通について追記
7		天塩川の名前は、アイヌ語の「テッシ・オ・ペッ（梁・多い・川）」からつけられており、岩が梁のような形で横断していたという天塩川独特の地形に由来している。また、天塩川に関する詳細な地理的調査は、江戸時代の幕府の命を受けた松浦武四郎が最	・18 から移動

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		初で、当時の記録によると、北海道という地名は武四郎が現在の音威子府村 <small>おといねっぷむら</small> で出会ったアイヌの長老の話が由来となっている。このため、音威子府村では「北海道命名の地」を宣言し、天塩川の川辺に碑を建立している。	
8		<p>開拓が始まる明治時代の天塩川は、蛇行して氾濫を繰り返す原始河川であり、ハルニレやヤチダモといった河畔林が繁茂し、チョウザメが多数遡上していた。</p> <p>天塩川流域の開拓は、河口の天塩町から上流へ向かって進められた。開拓初期には道路整備が入植に追いつかず、人や物資の移動には舟運が中心であった。</p> <p>現在は、交通手段としての舟運はないが、近年、川を利用したアウトドア・スポーツ、特にカヌーが盛んに行われるようになり、流域市町村各地にカヌークラブが誕生し、天塩川全域でカヌー利用やイベントが行われている。</p> <p>さらに、本支川にはサケやサクラマス等が遡上し広く自然産卵が行われ、テッシ周辺の静水域にはアオサギ、カワアイサ等の水鳥類が多く見られるなど、魚類の重要な生息地で豊かな自然環境に恵まれている。</p>	・川と文化等の繋がりを追記
9		このように、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	・表現の適性化
10		<p>流域は、地形的に見て上、中、下流部の3地域に分けられる。</p> <p>上流部は、源流の発する天塩岳から名寄川合流点までを指し、豊かな自然環境に恵まれた山間を流れる地域である。</p> <p>中流部は、名寄川合流点から問寒別川合流点までを指す。名寄盆地は、オホーツク海沿岸の浜頓別から道央の富良野まで続く、“中央盆地”のほぼ中央に位置し、上流部の和寒町<small>わっさむちょう</small>から美深町<small>びふかちょう</small>にかけて発達している。名寄盆地の東・西にはそれぞれ、北見山地、天塩</p>	・流域の地形を追記

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>山地が走っているが、両山地とも標高は1,000m以下で、山脈状をなさずになだらかな山形を示している。</p> <p>中流部から下流部にかけては、川沿いに泥炭地の分布する天塩川低地を形成している。</p> <p>下流部は問寒別川合流点から河口までを指し、広大な畑作と酪農地帯の天塩平野やサロベツ湿原が広がる地域である。宗谷岬まで連なる宗谷丘陵が天塩山地まで延び、さらに日本海側に近づくと、宗谷丘陵の一部をなす丘陵群や台地、河谷低地などがモザイク状に分布し、河口付近ではサロベツ川を中心としてサロベツ湿地帯が広がる。</p> <p>河床勾配は、天塩岳から名寄川合流点までの間が1/900～1/200、名寄川合流点から問寒別川合流点までの間が1/2,200～1/1,000程度、それより下流は1/5,000以下の緩勾配である。また、支川の名寄川では1/500～1/200程度である。</p>	
11		<p>流域の地質を大きく区分すると、上流部は日高帯、中流部は白亜系向斜帯、<small>かむいこうたん</small>神居古潭構造帯、下流部は第三系褶曲帯が主となっている。</p> <p>日高帯はさらに日高東縁帯・日高中央帯・日高西縁輝緑岩帯の3帯に細分化される。流域内に含まれるのはそのうち日高中央帯と日高西縁輝緑岩帯であり、日高中央帯は粘板岩・チャートなどの堆積岩類とこれを貫く深成岩類から成る。また、日高西縁輝緑岩帯は、主として先白亜紀の塩基性火山噴出岩類から成り、蛇紋岩を伴っているがほとんど变成岩類は発達していない。これらの日高帯は北見山地の一部を構成している。</p> <p>神居古潭構造帯では、先白亜紀の塩基性火山噴出岩類が大量に発達しているとともに、大小様々な規模の蛇紋岩が伴われている。本構造帯は、天塩山地の一部と宗谷丘陵の南東部を構成している。</p>	・流域の地質を追記

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>白亜系向斜帯は、塩基性火山噴出岩類を全く伴わず、砂岩、頁岩及びそれらの互層を主としており、西側では天北隆起帯などの天塩山地の一部となり、東側では名寄盆地を構成している。</p> <p>第三系褶曲帯では、新第三系の碎屑岩類が主体となり、天塩山地を構成する。</p>	
12		<p>天塩川流域は亜寒帯気候に属し、年平均降水量は、中流部に位置する気象庁名寄観測所で約 1,000mm と全道平均（約 1,100mm）と同程度である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流域の気候を追記
13	<p>天塩岳から名寄盆地に至る天塩川上流部は、豊かな森林に恵まれた山間渓谷を経て流域の中心都市である士別市及び名寄市へと流れる急流河川である。山地部では林業が営まれ、名寄盆地を中心とした広大な平地部では稲作、畑作が行われている。また、昭和 46 年に完成した岩尾内ダムでは、周囲の森林と相まって四季折々の景色の移り変わりを演出している。</p> <p>水際にはヤナギ類を中心とした河畔林が広がり、河床は砂礫質でヤマベやウグイ類、トミヨ等がみられ、ワンドや水たまりにはエゾサンショウウオが生息している。また、水辺にはオシドリ、マガモ等の水鳥類がみられ、橋梁等にはここを利用して営巣するイワツバメがみられる支川の名寄川にはサケ、マスが遡上し、自然産卵が行われている。</p>	<p>天塩岳から名寄盆地に至る天塩川上流部は、豊かな森林に恵まれた山間渓谷を経て流域の中心都市である士別市及び名寄市へと流れる急流河川である。山地部では林業が営まれ、名寄盆地を中心とした広大な平地部では稲作、畑作が行われている。また、昭和 46 年（1971 年）に完成した岩尾内ダムでは、周囲の森林と相まって四季折々の景色の移り変わりを演出している。</p> <p>水際にはヤナギ類を中心とした河畔林が広がり、河床は砂礫質でサクラマス（ヤマメ）やエゾウグイ等が見られ、ワンドや水たまりにはエゾサンショウウオが生息している。また、水辺にはオシドリ、マガモ等の水鳥類が見られ、橋梁等にはここを利用して営巣するイワツバメが見られる。支川の名寄川にはサケ、サクラマスなどが遡上し、自然産卵が行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化 ・生物種名を更新
14	<p>天塩川の名前の由来ともなり、すぐれた景観を有し、カヌーイングを魅了する露岩地形である「テッシ」（梁のような岩）が多く存在する中流部は、山間の平野といくつもの狭窄部を流れ、昔から交通の難所として知られてきた。我が国の稲作北限地帯に位置し、稲作とあわせて畑作や酪農も営まれており、高水敷は採草放牧地としても利用されている。河川周辺には治水事業として実施した捷水路工事による多くの旧川（三日月湖）が残されており、</p>	<p>天塩川の名前の由来ともなり、すぐれた景観を有し、カヌーイングを魅了する露岩地形である「テッシ」（川を横断する梁のような岩）が多く存在する中流部は、山間の平野といくつもの狭窄部を流れ、昔から交通の難所として知られてきた。我が国の稲作北限地帯に位置し、稲作とあわせて畑作や酪農も営まれており、高水敷は採草放牧地としても利用されている。河川周辺には治水事業として実施した捷水路工事による多くの旧川（三日月湖）が残されており、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化 ・生物種名を更新

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>これを活用した美深町の親水公園では、昭和の初期まで天塩川に数多く遡上していたチョウザメの増殖研究が行われている。また、河川沿いの温泉、キャンプ施設を結ぶようにカヌーポートが設置され、多くのカヌーストたちに利用されている。</p> <p>河岸には、主にヤナギ類、一部ヤチダモ、ハルニレ等が群落を形成しており、連続した河畔林が多様な河川環境を創出している。魚類はウグイ類、良好な水質の河川に棲むハナカジカ等が生息している。また、旧川の智恵文沼にはヒブナが生息しており、地元小学生を中心に保護活動が行われている。鳥類では、特にテッシ周辺の静水域にはアオサギ、カワアイサ等の水鳥類が多くみられ、ミクリ等が繁茂する河川沿いの湿地などではオオジシギがみられる。</p>	<p>これを活用した美深町の親水公園では、昭和の初期まで天塩川に数多く遡上していたチョウザメの増殖研究が行われている。また、河川沿いの温泉、キャンプ施設を結ぶようにカヌーポートが設置され、多くのカヌーストたちに利用されている。</p> <p>河岸には、主にヤナギ類、一部ヤチダモ、ハルニレ等が群落を形成しており、連続した河畔林が多様な河川環境を創出している。魚類はウグイ類やフクドジョウ等が生息している。鳥類では、特にテッシ周辺の静水域にはアオサギ、カワアイサ等の水鳥類が多く見られ、ミクリ等が繁茂する河川沿いの湿地などではオオジシギが見られる。</p>	
15	<p>天塩平野、サロベツ原野など広大な平地を利用した畑作と酪農地帯が広がる下流部は、大きく蛇行しながら緩勾配で流下し、河口付近でサロベツ川を合流している。ここでは、大規模な三日月湖や海跡湖（沼）がみられる。また、沿川に広がる採草放牧地は、雄大な流れと相まって牧歌的な風情を醸し出している。</p>	<p>天塩平野、サロベツ原野など広大な平地を利用した畑作と酪農地帯が広がる下流部は、大きく蛇行しながら緩勾配で流下し、河口付近でサロベツ川を合流している。ここでは、大規模な三日月湖や海跡湖（沼）が見られ、国の天然記念物であるマガンやオオヒシキレイなどの渡り鳥の中継地となっている。また、沿川に広がる採草放牧地は、雄大な流れと相まって牧歌的な風情を醸し出している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化 ・生物種名を更新
16	<p>汽水域である本川下流やサロベツ原野内の沼では、ヤマトシジミ漁が盛んである。</p> <p>また、利尻・礼文・サロベツ国立公園内のサロベツ川一帯は、ミズゴケ類によって形成された高層湿原を含む貴重な泥炭植生を有しており、エゾカンゾウなどが咲き誇る原生花園には多くの観光客が訪れている。一方、近年、水循環系の変化に伴い、ササが侵入してきている。</p> <p>河口付近には砂州が発達し、ミズナラ群落やハマニンニク等の海浜性の植物がみられ、河岸にはヨシ群落、ヤナギ類が繁茂して</p>	<p>汽水域である本川下流やサロベツ原野内の沼では、ヤマトシジミ漁が盛んである。</p> <p>また、利尻・礼文・サロベツ国立公園内のサロベツ川一帯は、ミズゴケ類によって形成された高層湿原を含む貴重な植生を形成しており、ゼンティカなどが咲き誇る原生花園には多くの観光客が訪れている。一方、近年、水循環系の変化に伴い、ササが侵入している。</p> <p>河口付近には砂州が発達し、ミズナラ群落やテンキグサ（ハマニンニク）等の海浜性の植物が見られ、河岸にはヨシ群落、ヤナギ類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化 ・生物種名を更新

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	いる。魚類は、ヌマガレイ等の汽水魚のほか、サケ、マス、ワカサギ等の回遊魚が確認され、サロベツ川には日本最大の淡水魚であるイトウが生息している。また、鳥類は河岸の崖地に営巣するショウドウツバメ等のほか、小動物の多数生息するサロベツ原野等が隣接することから、オジロワシ、チュウヒ等の猛禽類がみられる。	が繁茂している。魚類は、ヌマガレイ等の汽水魚のほか、サケ、マス、ワカサギ等の回遊魚が確認され、サロベツ川には日本最大の淡水魚である絶滅危惧種のイトウが生息している。また、鳥類は河岸の崖地に営巣するショウドウツバメ等のほか、小動物の多数生息するサロベツ原野等が隣接することから、絶滅危惧種のオジロワシ、チュウヒ等の猛禽類が見られる。	
17		他方、天塩川では、特定外来生物に指定されている、オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アライグマ、ミンク、セイヨウオオマルハナバチ、ウチダザリガニが確認されており、在来種の生息・生育・繁殖への影響が懸念される。	・特定外来生物を追記
18	天塩川の名前は、アイヌ語の「テッシ・オ・ペッ（梁・多い・川）」からつけられており、岩が梁のような形で横断していたといふ天塩川独特の地形に由来している。また、天塩川に関する詳細な地理的調査は、江戸時代の幕府の命を受けた松浦武四郎が最初で、当時の記録によると、北海道という地名は武四郎が現在の音威子府村 ^{おといねつぶむら} で出会ったアイヌの長老の話が由来となっている。このため、音威子府村では「北海道命名の地」を宣言し、天塩川の川辺に碑を建立している。		・7へ移動
19	天塩川水系の治水事業については、昭和 9 年に第 2 期拓殖計画の一環として河口における計画高水流量を $4,174\text{m}^3/\text{s}$ とし、智恵文、名寄付近の屈曲部の切替えに着手したことに始まる。次いで昭和 12 年から士別、名寄付近の築堤等を実施したが、昭和 21 年 7 月及び昭和 28 年 7 月洪水により昭和 29 年に計画を改定し、改修工事を進めてきた。	天塩川水系の治水事業については、昭和 9 年（1934 年）に第 2 期拓殖計画の一環として河口における計画高水流量を $4,174\text{m}^3/\text{s}$ とし、智恵文、名寄付近の屈曲部の切替えに着手したことに始まる。次いで昭和 12 年（1937 年）から士別、名寄付近の築堤等を実施したが、昭和 21 年（1946 年）7 月及び昭和 28 年（1953 年）7 月洪水により昭和 29 年（1954 年）に基準地点 ^{ほんひら} 誉平の基本高水流量を $3,850\text{m}^3/\text{s}$ とする改修総体計画を策定し、改修工事を進めてきた。	・西暦追記
20	その後、昭和 30 年 7 月洪水にかんがみ、計画を再検討して、昭和 38 年に計画を改定した。さらに、昭和 41 年には、一級河川	その後、昭和 30 年（1955 年）7 月洪水に鑑み、計画を再検討して、昭和 38 年（1963 年）に計画を改定した。さらに、昭和 41 年	・改修総体計画、工事実施基本

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>の指定に伴い、それまでの計画を踏襲した工事実施基本計画を策定した。</p> <p>その内容は、^{ほんびら}において基本高水のピーク流量を $4,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち岩尾内ダム等により $600\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、計画高水流量を $3,800\text{m}^3/\text{s}$ とするものであった。この計画に基づき、多目的ダムとして岩尾内ダムの建設、コクネップ捷水路の開削、河道の掘削、浚渫、堤防の新設及び拡築、護岸の設置等を実施してきた。</p> <p>しかしながら、昭和 48 年 8 月、昭和 50 年 8 月、昭和 56 年 8 月と数度にわたり、計画規模に迫る、あるいはこれを上回る大出水が生じたことや本流域の社会的、経済的発展にかんがみ、昭和 62 年に誉平基準地点の基本高水のピーク流量を $6,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節施設により $700\text{m}^3/\text{s}$ の調節を行い、計画高水流量を $5,700\text{m}^3/\text{s}$ とする計画とした。</p>	<p>(1966 年) には、一級河川の指定に伴い、それまでの計画を踏襲した工事実施基本計画を策定した。</p> <p>その内容は、基準地点 誉平において基本高水のピーク流量を $4,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち岩尾内ダム等により $600\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、計画高水流量を $3,800\text{m}^3/\text{s}$ とするものであった。この計画に基づき、多目的ダムとして岩尾内ダムの建設、コクネップ捷水路の開削、河道の掘削、浚渫、堤防の新設及び拡築、護岸の設置等を実施してきた。</p> <p>しかしながら、昭和 48 年 (1973 年) 8 月、昭和 50 年 (1975 年) 8 月、昭和 56 年 (1981 年) 8 月と数度にわたり、計画規模に迫る、あるいはこれを上回る大出水が生じたことや本流域の社会的、経済的発展に鑑み、昭和 62 年 (1987 年) に基準地点 誉平の基本高水のピーク流量を $6,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節施設により $700\text{m}^3/\text{s}$ の調節を行い、計画高水流量を $5,700\text{m}^3/\text{s}$ とする計画とした。平成 5 年度 (1993 年度) には、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、発電を目的とするサンルダム建設事業に着手した。</p>	<p>計画を追記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西暦追記 ・基準地点 誉平に名称を統一
21		<p>その後、平成 9 年 (1997 年) の河川法改正に伴い、天塩川水系河川整備基本方針を平成 15 年 (2003 年) 2 月に策定した。その基本高水のピーク流量、計画高水流量については、既往洪水等から妥当性を検証の上、工事実施基本計画を踏襲した。</p> <p>平成 19 年 (2007 年) 10 月には、河川整備計画の目標流量を基準地点 誉平で $4,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、既設の岩尾内ダム及びサンルダムにより $500\text{m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $3,900\text{m}^3/\text{s}$ とする天塩川水系河川整備計画【直轄管理区間】を策定した。この計画に基づき、堤防整備、河道掘削などとともにサンルダムを建設し、ダム下流の名寄川及び名寄川合流後の天塩川の洪水被害の軽減を図ることとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西暦追記 ・河川整備計画の策定を追記

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
22		<p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）を受けて、平成 27 年（2015 年）12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成 28 年（2016 年）4 月に「天塩川下流減災対策部会」を、同年 5 月に「天塩川上流減災対策委員会」を設置した。その後、同年 8 月に北海道と東北を相次いで台風が襲い、各地で甚大な被害をもたらしたことなどから、「大規模氾濫減災協議会制度」を新たに盛り込んだ改正水防法が平成 29 年（2017 年）6 月に施行された。これに伴い、本部会を水防法第 15 条の 9 に基づく法定協議会に改組し、北海道管理河川も対象とした「天塩川上流減災対策協議会」、「天塩川下流減災対策協議会」に移行し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国、道、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水防災意識社会再構築に関する取組を追記
23		<p>また、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和 2 年（2020 年）5 月に天塩川水系治水協定が締結され、流域内にある 14 基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し、下流部の浸水被害の軽減を図る取組を進めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ダムの事前放流の取組を追記
24		<p>さらに、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ、治水対策を抜本的に強化するため、天塩川上流流域治水協議会・天塩川下流流域治水協議会が設立され、令和 3 年（2021 年）3 月に「天塩川上流流域治水プロジェクト」、「天塩川下流流域治水プロジェクト」を策定・公表した。加えて、流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、令和 6 年（2024 年）3 月に気候変動の影響を考慮した河川及び流域での対策方針を反映した「天塩川（上流）水系流域治水プロジェクト 2.0」、「天塩川（下流）水系流域治水プロジェクト 2.0」への更新を行った。</p> <p>「天塩川上流流域治水プロジェクト 2.0」、「天塩川下流流域治水</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流域治水プロジェクトの取組を追記

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		「プロジェクト 2.0」では、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働し、浸水リスクが高いエリアにおける土地利用規制・住まい方の工夫、水田や農業用ダム等の農業水利施設の活用等による流域の貯留機能の向上、水害リスク情報の提供及び迅速かつ的確な避難と被害最小化を図る取組等を組み合わせ、浸水被害の軽減を図る治水対策を推進している。	
25		このプロジェクトにおける主な地域の取組として、名寄市では浸水リスク対策として、公営住宅の建替に合わせた想定浸水深の浅いエリアへの移転を検討している。また、流域の各自治体において、ハザードマップの利用促進、マイ・タイムラインの作成促進、要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進、高齢者の避難行動の理解促進等の取組により、流域における浸水被害の軽減を図ることとしている。	・流域治水プロジェクトの取組を追記
26		天塩川流域が位置する北海道北部は全国的にも地震が少ない地域である。流域内においてマグニチュード 4 以上の地震は記録に残っている限りただ一つで昭和 43 年（1968 年）7 月 1 日に豊神（問寒別川上流）において震度 5 を観測している。上中流部においては昭和 7 年（1932 年）2 月 1 日音威子府で震度 4 が記録されている。また、平成 29 年（2017 年）2 月には、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会より、北海道日本海沿岸における最大クラスの津波を想定した津波浸水想定区域図が公表されている。	・地震対策について追加
27		砂防事業については、市街地等を土石流から守るため、北海道が砂防堰堤の整備を実施しており、土砂災害の防止に重要な役割を果たしている。	・砂防事業の内容を追記
28	河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在約 29,400ha に及ぶ耕地かんがいのため農業用水の供給が行われ、岩尾内発電所をはじめとする 3 箇所の水力発電所に	河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在約 25,000ha に及ぶ耕地かんがいのため農業用水の供給が行われ、昭和 45 年（1970 年）12 月に完成した岩尾内発電所をはじ	・時点更新（かんがい面積、最大出力）

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	より総最大出力約 26,000kW の電力供給が行われている。また、水道用水、工業用水としては士別市、名寄市等に対して供給が行われている。	めとする 4 箇所の水力発電所により総最大出力約 27,000kW の電力供給が行われている。また、水道用水、工業用水としては士別市、名寄市等に対して供給が行われている。	・西暦追記
29	水質については、基準地点中川（B 類型）で BOD75% 値が 0.7mg/l (平成 12 年) であるなど、おおむね環境基準値を満たしているが、一部の旧川においては、流入河川等の影響による水質汚濁が見られる。	水質については、河口から士別取水口、剣淵川の犬牛別川合流点及び名寄川の名寄取水口までは B 類型、士別取水口からペンケヌカナンブ川合流点、剣淵川の犬牛別川合流点から上流、名寄川の名寄取水口から上流及びパンケナイ川の全域は A 類型、ペンケヌカナンブ川合流点から上流（ペンケヌカナンブ川を含む）は AA 類型に指定されており、BOD75% 値は概ね環境基準値を満足している。	・表現の適正化
30	河川の利用状況については、上流の岩尾内ダム湖では、湖畔でのキャンプや釣り、湖面を利用したレクリエーションなどに多くの人々が訪れている。また、市街部の高水敷は、公園やグラウンド等としてスポーツ・レクリエーションなどに幅広く利用され、三日月湖を活用した親水公園ではキャンプ場や休養施設などに利用されており、流域内外の人々に安らぎと潤いを提供している。 天塩川は、開拓期には河口から名寄市まで舟運が活発に行われてきた。また現在では、河口から 158km にわたり堰等の横断工作物が設置されていないことから、天塩川の上流から河口までカヌーで下る「ダウン・ザ・テッシ・オ・ペッ」を始めとする各種のカヌーツーリングが毎年開催され、全国から多数のカヌー愛好者が集いにぎわいを見せている。	河川の利用については、上流の岩尾内ダム湖では、湖畔でのキャンプや釣り、湖面を利用したレクリエーションなどに多くの人々が訪れている。また、市街部の高水敷は、公園やグラウンド等としてスポーツ・レクリエーションなどに幅広く利用され、三日月湖を活用した親水公園ではキャンプ場や休養施設などに利用されており、流域内外の人々に安らぎと潤いを提供している。 天塩川は、開拓期には河口から名寄市まで舟運が活発に行われてきた。また現在では、河口から 158km にわたり堰等の横断工作物が設置されていないことから、天塩川の上流から河口までカヌーで下る「ダウン・ザ・テッシ・オ・ペッ」を始めとする各種のカヌーツーリングが毎年開催され、全国から多数のカヌー愛好者が集いにぎわいを見せている。	
31		このように天塩川では、各地域の特色を活かし、まちづくりと一体となった水辺が計画・整備され、環境学習や体験イベントといった水辺空間の利用を通じて、天塩川の魅力や川を軸とした歴史・文化の発信に関する新たな取組が積極的に行われている。	・歴史・文化の発信に関する新たな取組を追記
32		また、天塩川は、優れた自然と、流域自治体の広域連携会議や市	・河川協力団体

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		民団体等による様々な活動や官民一体の幅広い取組が評価され、平成16年（2004年）10月に「北海道遺産」に選定されている。流域における代表的な活動としては、流域自治体と河川協力団体が主催し、地域住民等が参加して行われる河川清掃活動（天塩川クリーンアップ作戦）等が挙げられる。	等の活動を追記
33	（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
34	天塩川水系では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図ると同時に、農業用水や都市用水等を安定供給し、テッシや豊かな河畔林に代表されるうるおいとやすらぎの水辺を有する自然豊かな環境を保全、継承するため、関係機関や地域住民と共に認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する。	<p>天塩川水系では、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、堤防の整備、河道の掘削、河道の拡幅により河積を増大させることに加えて、流域や施設管理者等と連携し、流域内の既存ダムの活用及び貯留・遊水機能等の確保に流域一体で取り組む。</p> <p>これにより、洪水氾濫等から貴重な生命、財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するとともに、テッシ（梁のような岩）や豊かな河畔林に代表されるうるおいとやすらぎの水辺を有する自然豊かな環境を保全・継承し、流域の風土・文化・歴史を踏まえ、地域の個性と活力、豊かさが実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共に認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開し、持続可能で強靭な社会の実現を目指す。</p> <p>天塩川水系においては、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水から、貴重な生命・財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するとともに、経済被害を軽減するため、あらゆる洪水に対し、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川等の整備を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響を考慮する観点、「流域治水」の観点を追記 ・河川整備基本方針の根幹の考え方を追記
35		さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体のあらゆる関係者とリスク情報等を共有し、協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、上下流の関係者の理解促進・意識の醸成や、流域関係者の合意形成を促進する取組の実施、自治体等が実施する取組の支	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や地域住民と連携した推進について追記

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		援を行う。	
36	また、支川及び本川上流の区間については、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。	本川及び支川の整備に当たっては、上下流バランスや背後地・河川利用状況等を考慮し、沿川の土地利用の将来像と一体となった貯留・遊水機能の確保も考慮した整備を通じ、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を行う。	・46から移動 ・関係機関や地域住民と連携した推進について追記
37		そのため、大臣及び北海道の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地において自治体等と連携して行う流域治水対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有を強化する。	・関係機関や地域住民と連携した推進について追記
38		天塩川水系の特性を踏まえた流域治水の普及のため、関係機関の適切な役割分担により自治体が行う土地利用規制・立地の誘導等と連携・調整し、住民と合意形成を図るとともに、沿川における保水・貯留・遊水機能の確保については、特定都市河川浸水被害対策法等に基づく計画や規制の活用を含めて検討を行う。	・関係機関や地域住民と連携した推進について追記
39		また、天塩川の自然豊かな環境を保全・継承し、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共に通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水、利水、環境に関する施策を総合的に展開する。	・風土、環境を踏まえた川づくりについて追記
40		なお、気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、官学が連携して水理・水文や土砂移動、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測を継続的に行う。また、温暖化による流域の降雨-流出特性や上流から下流及び本支川における洪水の流下特性、降雨量、降雪・融雪量等の変化、河川生態系、流況及び水利用等への影響の把握に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。	・気候変動の影響に関するモニタリングについて追記
41		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するため	・人材育成の観

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		には、さまざまな立場で主体的に参画する人材が必要であることから、大学や研究機関に加え、観光まちづくりに取り組む関係者及び河川に精通する団体等と連携し、専門性の高いさまざまな情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝え、現場における課題解決を図るために人材の育成に努める。	点を追記
42	このような考えのもとに、河川整備の現状、砂防、治山事業の実施状況、水害発生の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む。）、流域の文化及び河川環境の保全、復元を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう北海道総合開発計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分考慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	このような考えを踏まえ、水源から河口まで一貫した計画のもと、流域のあらゆる関係者とリスク情報等を共有し、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。その実施に当たっては、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山事業の実施状況、水害の発生状況、水産資源の保護や漁業の営みも含めた河川の利用の現状、食料供給基地として重要な農業の営み、地域の構造や歴史的な形成過程、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全・創出等を考慮する。また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、北海道総合開発計画や都市計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持についても十分考慮する。	・考慮事項の追加
43	災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防衛するため、岩尾内ダム等の洪水調節施設により調節を行うとともに、堤防の新設、拡築及び掘削を行って河積を増大させ、護岸、水制等を施工し、計画規模の洪水の安全な流下を図る。また、サロベツ川においては、地域の土地利用、湿原環境の保全等を考慮した治水対策を実施する。		・57へ移動
44	併せて、必要に応じ内水対策等を実施するとともに、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害を最小限に止めるため、必要に応じて対策を実施する。		・58へ移動

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
45	さらに、天塩川は延長が長いことから、背後地の状況を考慮し、重要水防箇所等を重点的かつ円滑に水防が行えるよう関係機関等と連携を図る。また、ハザードマップの作成支援、住民も含めた防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、洪水予報・水防警報の充実、水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。		・ 71 へ移動
46	また、支川及び本川上流の区間については、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。		・ 36 へ移動
47	河川水の利用に関しては、流域内の各地域における農業用水及び都市用水の新たな需要に対処するため、水資源の開発、広域的かつ合理的な利用を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するよう努める。また、渇水の発生時の被害軽減のため、情報提供、情報伝達体制の整備など関係機関や水利使用者等との連携を図る。		・ 84 へ移動
48	河川環境の整備と保全に関しては、天塩川を特徴づけるテッソの保全、天塩川らしい景観を構成する河畔林の連続性の確保、サケ・マスを始めとする魚類等の生息環境の保全、中下流部に点在する旧川の水質改善に努め、生物・水環境等の定期的な調査により、その実態を的確に把握し、治水面・利水面との調和を図る。		・ 86 へ移動
49	特に、優れた自然環境を有し、地域の重要な観光資源であるサロベツ原野については、動植物の生息生育環境と地下水、河川、湖沼等の水環境の保全を図る そのため、動植物の生息生育環境と密接な関わりを持つ水循環を調査し、その解明に努める。また、保全にあたっては、地域の産業に配慮しつつ、地域住民、関係機関等と連携を図る。		・ 87 へ移動

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
50	天塩川が持つ歴史、文化を踏まえ、関係自治体等と調整して、天塩川の良好な河川環境を生かし、人々が川と触れ合い親しむ水辺空間を整備する。また、カヌー等の河川利用による、天塩川を軸とした縦断的な地域連携の支援を図る。		・ 97 へ移動
51	さらに、天塩川流域全体の健全な水循環系の構築や良好な水質の保全等を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等を関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組んでいく。	水のもたらす恩恵を享受できるよう、関係する行政等の公的機関・有識者・事業者・団体・住民等の様々な主体が連携して、流域における総合的かつ一体的な管理を推進し、森林・河川・農地・都市等における貯留・涵養機能の維持及び向上、並びに、安定した水供給・排水の確保、持続的な地下水の保全と利用、水インフラの戦略的な維持管理・更新、水の効率的な利用と有効利用、水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化、水循環と地球温暖化を踏まえた水の適正かつ有効な利用の促進等、健全な水循環の維持又は回復のための取組を推進する。	・ 水循環基本計画を踏まえた表現の修正
52		河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全、 地域経済の活性化やにぎわいの創出等 の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。 このために、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行う。さらに、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させるよう努める。	・ 一部 80 へ移動 ・ 地域経済の活性化の観点を追記 ・ 予防保全のメンテナンスサイクルの確立に関する追記
53	河道内の樹木については、その治水及び環境上の機能や影響を考慮したうえで適正に管理する。また、天塩川は地形的に狭窄部を多く抱えており、これらの区間における交通障害発生時にも、迅速な河川情報が収集提供できるよう努める。		・ 82 へ移動
54	さらに、河川に関する情報を流域住民等に幅広く提供、共有す		・ 102 へ移動

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	ることにより、河川愛護意識の醸成、環境教育の支援や川を軸とした地域づくりの活動との連携、支援を推進する。		
55		<p>山腹崩壊、ダム貯水池での堆砂、河床変動、河口砂州の形成、河川生態への影響等、土砂移動と密接に関わる課題に対処するため、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、国・道・市町及びダム管理者等の関係機関が相互に連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組む。</p> <p>また、過剰な土砂流出の抑制するための砂防施設の整備、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保など、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組む。</p> <p>なお、土砂動態については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術向上に努め、必要に応じて対策を実施していく。</p> <p>総合的な土砂管理は治水・利水・環境のいずれの面においても重要であり、相互に影響し合うものであることを踏まえて、流域の源頭部から海岸まで一貫した取組を進め、河川の総合的な保全と利用を図る。</p>	・総合土砂管理の観点の拡充について追記
56		ア 災害の発生の防止又は軽減	
57	災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、岩尾内ダム等の洪水調節施設により調節を行うとともに、堤防の新設、拡築及び掘削を行って河積を増大させ、護岸、水制等を施工し、計画規模の洪水の安全な流下を図る。また、サロベツ川においては、地域の土地利用、湿原環境の保全等を考慮した治水対策を実施する。	災害の発生の防止又は軽減に関しては、農業、畜産等の1次産業が盛んで我が国の重要な食料供給地である天塩川流域の持続的な発展のため、河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性に応じた治水対策を講じる。背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、本川や支川等の沿川地域の水害リスクの状況、流域の土地利用、市街地の利活用、土砂移動の連続性や生物・物質循環、豊かな自然環	・43 から移動 ・河川整備の留意点を拡充

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		境等に配慮し、水系全体・流域全体としてのバランスを十分に考慮の上、治水安全度を向上させる。	
58	<p>併せて、必要に応じ内水対策等を実施するとともに、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害を最小限に止めるため、必要に応じて対策を実施する。</p> <p>さらに、天塩川は延長が長いことから、背後地の状況を考慮し、重要水防箇所等を重点的かつ円滑に水防が行えるよう関係機関等と連携を図る。また、ハザードマップの作成支援、住民も含めた防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、洪水予報・水防警報の充実、水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。</p>	<p>基本高水を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることを最優先とし、流域全体で一丸となって、国の機関・北海道・流域（氾濫域を含む）3市8町1村・流域内の企業や住民などあらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対策に当たっては、中高頻度など複数の確率規模の浸水想定や施設整備前後の浸水想定など多段的なハザード情報を活用していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・44から移動 ・水害に強い地域づくりの観点を追記 ・一部を71へ移動
59		段階的な河川整備の検討に際しては、さまざまな洪水が発生することも想定し、基本高水に加え可能な限り発生が予測される降雨パターンを考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等においては、氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動により発生が予測される降雨パターンへの対応を追記 ・河川管理者が実施する被害軽減対策の充実について追記
60		その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ、関係機関との連絡調整を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的な河川整備の検討における留意事

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
			項を追記
61		さらに、想定し得るあらゆる規模の洪水に対し、流域の関係者や民間企業等と連携し、人命を守り経済被害の軽減に取り組む。	・関係機関や地域住民、民間企業等と連携した推進について追記
62		<p>これらの方針に沿って 堤防整備、河道の掘削等により河積を増大させ、必要に応じて護岸・水制等を設置する。また、流域の地形や土地利用状況等を踏まえたうえで、施設管理者と連携して、流域内の既存ダムの活用を図るほか、流域内で新たな貯留・遊水機能等の確保を検討する。</p> <p>なお、既存ダム等の最大限活用の検討に当たっては、施設管理上の負担軽減にも留意するものとする。</p>	・既存ダムの活用について追記
63		河道掘削による河積の確保に当たっては、堤防防護ラインや樹林化の抑制及び河道の安定・維持に配慮するとともに、上下流一律で画一的な河道形状を避けるなどの工夫を行い、良好な環境を有する区間の形状や冠水頻度等を参考としながら、目標とする河道内の生態系に応じて掘削深や形状を工夫するとともに、河川が有している自然の復元力を活用する。掘削後もモニタリングを踏まえた順応的な対応により、川が本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観の保全・創出を行い、また、河川利用等との調和に配慮するなど、良好な河川空間の形成を図る。	・河道形状の順応的な対応について追記
64		さらに河道掘削により発生した土砂については、水害リスクの高い農地への河道掘削土砂の利用（農地嵩上げ等）や排水路整備等、水害に強い農地づくりについて、関係機関が連携した取組を推進するとともに、地域産業につながる河道の整備と維持管理を行うことにより、農業生産空間の持続的な確保を図る。	・掘削土の有効活用について追記

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
65		そのため、洪水時の本川のみならず支川も含めた水位の縦断変化等について継続的な調査・観測を実施し、結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施するとともに、洪水時の迅速な河川情報の収集と提供に努める。	・本支川での調査観測と適切な維持管理について追記
66		また、流域や沿川の土地利用状況等も踏まえ、貯留・遊水機能が期待できる土地について、関係機関等と連携して維持・保全に努める。	・流域貯留について追記
67		洪水調節機能強化に当たっては、降雨の予測技術の活用や観測網の充実、施設操作等の必要なデータ連携を図るとともに、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者との相互理解・協力の下に、関係機関が連携した効果的な事前放流に努める。	・洪水調節機能強化の観点の追記
68		なお、これらの取組を進めるに当たっては、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進を図る。	・DX推進の観点の追記
69		氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、既存ダムの事前放流の実施状況等の把握、及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。	・関係機関や地域住民、民間企業等と連携した推進について追記
70		被害対象を減少させるために、多段的なハザード情報を流域の関係者に提供するとともに、流域市町長や北海道の都市計画・建築部局がハザードの要因や特徴等を理解し、地域の持続性を踏まえ、立地適正化計画の枠組等の活用により、人口減少下においてコンパクトなまちづくりの推進に加え、水害リスクを考慮した土地利用規制や立地を誘導するなど、水害に強い地域づくりの検討がなされるよう技術的支援を行う。	・治水対策に関する考え方を追記
71	さらに、天塩川は延長が長いことから、背後地の状況を考慮し、重要水防箇所等を重点的かつ円滑に水防が行えるよう関係機関	洪水・津波・高潮による被害の軽減のため、支川や内水を考慮した複合的なハザードマップや災害対応タイムラインの作成支援、地	・58から一部移動

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	等と連携を図る。また、ハザードマップの作成支援、住民も含めた防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、洪水予報・水防警報の充実、水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。	<p>域住民も参加した防災訓練、地域の特性を踏まえた防災教育への支援、デジタル化などによる情報発信の強化等により、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報や長時間水位予測の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実を図る。</p> <p>災害被害を軽減するためには、住民の自発的な取組、地域コミュニティの助け合いによる取組、行政による取組が不可欠であるという 自助・共助・公助等の精神のもと、市町長による避難指示等の適切な発令、住民等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施を促進し、地域防災力の強化を推進する。また、デジタル技術の導入と活用で、個人の置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう、地域住民に加えて、外国人観光客等を含む来訪者の理解の促進にも配慮した啓発活動の推進、地域住民も参加した防災訓練等による避難の実行性の確保を、関係機関や地域住民等と連携して推進する。</p>	・流域治水の取組支援方針（被害軽減・早期復旧のためのソフト対策、防災情報等）追記
72		また、デジタル技術を導入・活用し、個人の置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じて適切な防災行動がとれるよう、多言語対応している北海道防災情報システム等、地域住民のみならず外国人観光客等も含む来訪者に対し、理解促進に資する啓発活動を推進する。	・ソフト対策を追記 ・関係機関や地域住民等と連携する内容を追記
73		さらに、地域住民も参加した防災訓練等により、災害時のみならず平常時からの防災意識を向上させ、避難の実効性の確保を関係機関や地域住民と連携して推進する。	
74		加えて、流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来気候の予測	・治水対策に關

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、更なる治水対策の技術向上にも努める。</p> <p>また、洪水・地震・津波防災のため、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達・復旧活動の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行う。</p>	する技術向上の考え方を追記
75		<p>土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。</p>	・土砂・洪水氾濫の観点の追記
76		<p>対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。</p> <p>河口砂州等については、砂州形状や洪水時の水面形等を継続監視し、気候変動による海面水位の上昇への影響把握に努め、洪水の疎通に対する支障とならないよう適切に維持・管理する。</p>	・土砂・洪水氾濫の観点の追記 ・気候変動に伴う海面水位上昇の把握について追記
77		<p>なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて対策を検討・実施する。</p>	・土砂・洪水氾濫対策の取組を追記
78		<p>河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、流域の関係者が津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すものとする。</p>	・維持管理の連携強化を追記

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
79		また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るために、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。	・津波対策を追記
80		堤防・樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態に保持するとともに、河川管理施設の無動力化・遠隔操作化や河川空間監視カメラによる監視の実施等により、施設管理の高度化、効率化を図る。	・維持管理の連携強化を追記
81		また、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、河川の管理を担う北海道とも連携して取り組む。	・維持管理の連携強化を追記
82		河道内の樹木については、樹木による河積阻害が洪水位に及ぼす影響を十分把握し、河川環境の保全・創出を図りつつ、洪水の安全な流下を図るため、樹木の繁茂状況等をモニタリングしながら、計画的な伐採等適切な管理を行う。	・53から移動 ・河道内の維持管理について追記
83		イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
84	河川水の利用に関しては、流域内の各地域における農業用水及び都市用水の新たな需要に対処するため、水資源の開発、広域的かつ合理的な利用を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するよう努める。また、渇水の発生時の被害軽減のため、情報提供、情報伝達体制の整備など関係機関や水利使用者等との連携を図る。	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも関係機関と連携して水利用の合理化を促進するなど、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の維持に努める。 また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。加えて、気候変動の影響による降雨量や降雪・融雪量、流況の変化等の把握に努め、関係者と共有を図る。	・47から移動 ・表現の適正化 ・等は社会的情勢の変化を踏まえた工業用水を想定 ・「流況の変化等」は水質の維持を想定
85		ウ 河川環境の整備と保全	

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
86	河川環境の整備と保全に関しては、天塩川を特徴づけるテッシの保全、天塩川らしい景観を構成する河畔林の連続性の確保、サケ・マスを始めとする魚類等の生息環境の保全、中下流部に点在する旧川の水質改善に努め、生物・水環境等の定期的な調査により、その実態を的確に把握し、治水面・利水面との調和を図る。	河川環境の整備と保全・創出に関しては、これまでの地域の人々と天塩川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、天塩川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、生物の多様性が向上することを目指して良好な河川環境の保全・創出を図るとともに、豊かな自然環境を次世代に継承する。	・ 48 から移動 ・ 表現の適正化
87	特に、優れた自然環境を有し、地域の重要な観光資源であるサロベツ原野については、動植物の生息生育環境と地下水、河川、湖沼等の水環境の保全を図る そのため、動植物の生息生育環境と密接な関わりを持つ水循環を調査し、その解明に努める。また、保全にあたっては、地域の産業に配慮しつつ、地域住民、関係機関等と連携を図る。	このため、天塩川流域の自然的、社会的状況を踏まえ、土砂動態にも配慮しながら、ネイチャーポジティブの観点からも、河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の保全・創出を図る。河川工事等においては多自然川づくりを推進し、生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境の保全・創出を図る。 河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、影響を事前に予測し、できるだけ影響を回避・低減し、良好な河川環境の保全・創出を図る。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事等により、かつての良好な河川環境の再生・創出を図る。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら川づくりを推進する。 河川環境の保全・創出の実施に当たっては、当該河川環境の目標を見据え、重要種を含む多様な動植物を育む連続する瀬と淵、ワンド、河岸、草地、河畔林等の定期的なモニタリングによって生息場及び動植物の応答を確認しつつ、順応的に対応することを基本とする。また、河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握し、河川生態系の保全や砂州の保全、海岸線の保全のための適切な土砂供給と、河床の動的平衡の確保に努める。さらに、新たな学術的な知見も取り入れながら、生物の生活史全体を支える環境の確保を図る。	・ 49 から移動 ・ 環境目標の設定やその考え方について追加 ・ 実施の基本について追加
88		天塩川流域においては、サケ・サクラマスや国の天然記念物に指定されているオジロワシ等の特徴的な生態系を次世代に継承するため、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に着目し、上下	・ 生態系ネットワークの追記

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		流や支川、流入水路等との連結性を維持・確保するとともに、河道掘削や貯留機能の確保等に際して、サケ・サクラマス等が生息・生育・繁殖する連続した瀬淵や国の天然記念物に指定されているオジロワシが飛来する河畔林等の生態系ネットワークの形成に寄与するグリーンインフラを保全・創出する。また、地域と連携し、河川周辺の水田・湿地・森林・海岸など流域全体のグリーンインフラの保全・創出に取り組む。	
89		さらに、まちづくりや地域活動との連携を通じて、保水・遊水機能の発揮や、水辺の利活用、地域の魅力の向上、安全で質の高い生活環境の形成など、グリーンインフラの多面的な機能を活用した地域づくりを推進する。	・グリーンインフラの追記
90		天塩川源流部から上流部では、エゾウグイ等が生息し、サクラマスが遡上・生息していることから、それらの多様な魚類の生息・生育・繁殖環境となっている連続する瀬・淵や礫河原などを保全・創出する。 また、国の天然記念物に指定されているオジロワシのほか、コチドリ等が生息していることから、それらの多様な鳥類の生息・生育・繁殖環境となっている河畔林や礫河原などを保全・創出する。	・各区域における環境配慮の目標を追記
91		天塩川中流部では、ヤチウグイ等が生息し、サケやサクラマスが遡上・生息しているほか、アオサギ・カワセミ等が採餌場として利用していることから、それらの多様な魚類や鳥類の生息・生育・繁殖環境となっている連続する瀬・淵、ワンド・たまり、浅瀬の砂礫河床などを保全・創出する。 また、国の天然記念物に指定されているオジロワシのほか、コチドリ等が生息していることから、それらの多様な鳥類の生息・生育・繁殖環境となっている河畔林や礫河原などを保全・創出する。	・各区域における環境配慮の目標を追記
92		天塩川下流部では、日本最大の淡水魚である絶滅危惧種のイトウ	・各区域における環境配慮の目標を追記

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>やヤチウグイ等が生息しているほか、コチドリ等が生息していることから、それらの多様な魚類や鳥類の生息・生育・繁殖環境となる淵、ワンド・たまり、礫河原などを保全・創出する。</p> <p>また、草原性鳥類の絶滅危惧種のチュウヒ等が採餌場・営巣地として利用しているほか、国の天然記念物であるオジロワシやオオワシなどが休息地として利用していることから、それらの多様な鳥類の生息・生育・繁殖環境となるヨシ原等の草地や河畔林などを保全・創出する。</p>	る環境配慮の目標を追記
93		<p>天塩川河口部は、塩水と淡水が混じり合う汽水域であり、地域産業に重要なヤマトシジミ等が生息しているほか、絶滅危惧種のカワヤツメや日本最大の淡水魚である絶滅危惧種のイトウ等が生息していることから、それらの多様な魚類等の生息・生育・繁殖環境となっている淵環境や汽水環境などを保全・創出する。</p> <p>また、草原性鳥類の絶滅危惧種のチュウヒ等が採餌場・営巣地として利用しているほか、国の天然記念物であるオジロワシやオオワシなどが休息場として利用していることから、それらの多様な鳥類の生息・生育・繁殖環境となるヨシ原等の草地や河畔林などを保全・創出する。</p>	・各区域における環境配慮の目標を追記
94		<p>天塩川支川の間寒別川では、サケやサクラマスが遡上・生息していることから、それらの多様な魚類の生息・生育・繁殖環境となっている連続する瀬・淵などを保全・創出する。</p> <p>また、国の天然記念物に指定されているオジロワシのほか、コチドリ等が生息していることから、それらの多様な鳥類の生息・生育・繁殖環境となっている河畔林や礫河原などを保全・創出する。</p>	・支川の文章を追加
95		<p>天塩川支川の名寄川では、サケやサクラマスが遡上・生息しているほか、旧流路部などの緩流域にはスナヤツメ等が生息していることから、それらの多様な魚類の生息・生育・繁殖環境となっている</p>	・支川の文章を追加

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>連続する瀬・淵、礫河原による形成される砂州尻ワンド、浅瀬の砂礫河床などを保全・創出する。</p> <p>また、国の天然記念物に指定されているオジロワシのほか、コチドリ等が生息していることから、それらの多様な鳥類の生息・生育・繁殖環境となっている河畔林や礫河原などを保全・創出する。</p>	
96		<p>さらに、河川内の改変に伴う裸地化の防止に努めるとともに、外来種、特に特定外来生物の生息・生育・繁殖が確認された場合には、在来種への影響を低減できるよう、地域住民や関係機関等と迅速に情報共有するなど連携しながら、外来種の分散・拡大の防止など適切な対応を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物への対応を追記
97	天塩川が持つ歴史、文化を踏まえ、関係自治体等と調整して、天塩川の良好な河川環境を生かし、人々が川と触れ合い親しむ水辺空間を整備する。また、カヌー等の河川利用による、天塩川を軸とした縦断的な地域連携の支援を図る。	<p>良好な景観の保全・創出については、天塩川に特徴的なテッシが見られる中上流部や下流部に点在する河跡湖、河口部に広がる雄大なサロベツ湿原と天塩川流域の周辺景観が調和した河川景観の保全・活用を図るとともに、沿川の土地利用状況等との調和を図りつつ、自治体の景観計画等と整合・連携し、観光資源や貴重な憩いの空間としての水辺景観の保全・創出を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・50から移動 ・表現の適正化 ・沿川自治体等との連携の視点を追記
98		<p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮しつつ、地域住民の生活基盤や歴史、文化、風土を形成してきた天塩川の恵みを活かし、川や自然とのふれあい、河川及び湖におけるレクリエーション利用、河川環境教育の場の整備・保全を図る。</p> <p>また、沿川の自治体が立案する都市計画等の地域計画と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映するほか、河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成するなど、地域の活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・沿川自治体等との連携の視点を追記 ・表現の適正化
99		水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状	・水質保全につ

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質の保全を図る。	いて追記
100		河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、現状の河川敷利用も踏まえつつ、動植物の生息・生育・繁殖環境や景観の保全・創出について十分に配慮するとともに、貴重なオープンスペースである河川敷の多様な利用が適切に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。	・河川敷地の占用と許可工作物について追記
101		また、環境や景観に関する情報収集やモニタリングを関係機関と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得られた情報については地域との共有化を図る。	・環境に関するモニタリング等について追記
102	さらに、河川に関する情報を流域住民等に幅広く提供、共有することにより、河川愛護意識の醸成、環境教育の支援や川を軸とした地域づくりの活動との連携、支援を推進する。	さらに、川と流域が織り成す風土、文化、歴史を踏まえ、地域住民や団体、関係機関との連携を強化し、地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。 そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く提供・共有すること等により、河川と流域住民等とのつながりや流域連携を促進し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動、防災教育、河川の利用に関する河川環境教育等の支援の充実を図る。	・54 から移動 ・地域連携、住民参画について追記
103	2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	
104	天塩川の基本高水は、昭和 48 年 8 月、昭和 50 年 8 月、昭和 56 年 8 月等の既往洪水について検討した結果、基準地点名寄大橋においてそのピーク流量を $3,300\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $500\text{m}^3/\text{s}$ を調節することとして、河道への配分流量を $2,800\text{m}^3/\text{s}$ とする。基準地点誉平においてはそのピーク流量を $6,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $700\text{m}^3/\text{s}$	天塩川の基本高水は、昭和 48 年 (1973 年) 8 月、昭和 50 年 (1975 年) 8 月、昭和 56 年 (1981 年) 8 月、平成 26 年 (2014 年) 8 月、平成 28 年 (2016 年) 8 月等の既往洪水について検討し、気候変動により予想される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、基準地点名寄大橋においてそのピーク流量を $4,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設等により $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節することとして、河道	・西暦追記 ・対象洪水の追加 ・気候変動の考慮を追記 ・基本高水のビ

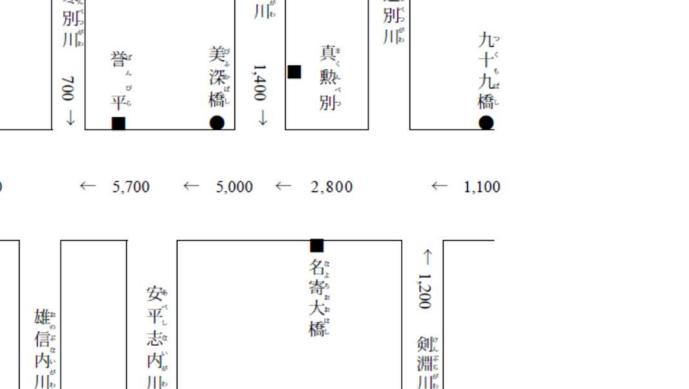
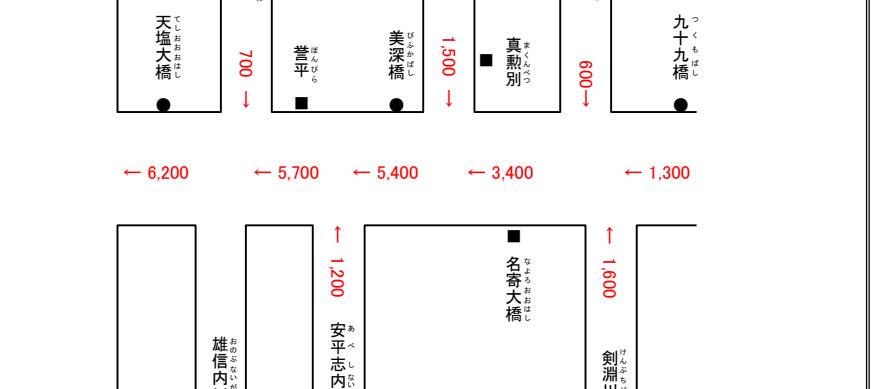
天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>を調節することとし、河道への配分流量を $5,700\text{m}^3/\text{s}$ とする。</p> <p>名寄川の基本高水は、昭和 48 年 8 月、昭和 50 年 8 月、昭和 56 年 8 月等の既往洪水について検討した結果、基準地点真勲別においてそのピーク流量を $1,800\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $400\text{m}^3/\text{s}$ を調節することとし、河道への配分流量を $1,400\text{m}^3/\text{s}$ とする。</p>	<p>への配分流量を $3,400\text{m}^3/\text{s}$ とする。基準地点誉平においてはそのピーク流量を $7,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設等により $1,300\text{m}^3/\text{s}$ を調節することとし、河道への配分流量を $5,700\text{m}^3/\text{s}$ とする。</p> <p>名寄川の基本高水は、昭和 48 年（1973 年）8 月、昭和 50 年（1975 年）8 月、昭和 56 年（1981 年）8 月等、平成 26 年（2014 年）8 月、平成 28 年（2016 年）8 月の既往洪水について検討し、気候変動により予想される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、基準地点真勲別においてそのピーク流量を $1,900\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設等により $400\text{m}^3/\text{s}$ を調節することとし、河道への配分流量を $1,500\text{m}^3/\text{s}$ とする。</p>	ーク流量等を変更
105		<p>なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積、流域の土地利用や保水・貯留・浸透機能、沿川の遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性の変化、また、その効果の評価技術の向上など、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調整施設等の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。</p>	・見直しに係る考え方を拡充

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																																						
106	<p>基本高水のピーク流量等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設による調節流量 (m³/s)</th><th>河道への配分流量 (m³/s)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天塩川</td><td>名寄大橋</td><td>3,300</td><td>500</td><td>2,800</td></tr> <tr> <td>誉平</td><td>6,400</td><td>700</td><td>5,700</td></tr> <tr> <td>名寄川</td><td>真勲別</td><td>1,800</td><td>400</td><td>1,400</td></tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設による調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)	天塩川	名寄大橋	3,300	500	2,800	誉平	6,400	700	5,700	名寄川	真勲別	1,800	400	1,400	<p>基本高水のピーク流量等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)</th><th>河道への配分流量 (m³/s)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天塩川</td><td>名寄大橋</td><td>4,400</td><td>1,000</td><td>3,400</td></tr> <tr> <td>誉平</td><td>7,000</td><td>1,300</td><td>5,700</td></tr> <tr> <td>名寄川</td><td>真勲別</td><td>1,900</td><td>400</td><td>1,500</td></tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設等による調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)	天塩川	名寄大橋	4,400	1,000	3,400	誉平	7,000	1,300	5,700	名寄川	真勲別	1,900	400	1,500	・基本高水のピーク流量等の変更
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設による調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)																																					
天塩川	名寄大橋	3,300	500	2,800																																					
	誉平	6,400	700	5,700																																					
名寄川	真勲別	1,800	400	1,400																																					
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設等による調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)																																					
天塩川	名寄大橋	4,400	1,000	3,400																																					
	誉平	7,000	1,300	5,700																																					
名寄川	真勲別	1,900	400	1,500																																					
107	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項																																							
108	<p>天塩川の計画高水流量は、剣淵川の合流前において 1,100 m³/s とし、風連別川等からの流入量を合わせ、名寄大橋において 2,800m³/s とする。名寄大橋から下流においては、名寄川等からの流入量を合わせ、美深橋において 5,000m³/s とし、安平志内川等からの流入量を合わせ、誉平において 5,700m³/s とする。さらに、その下流では、問寒別川等からの流入量を合わせ、天塩大橋において 5,800m³/s とし、河口まで同流量とする。</p> <p>名寄川の計画高水流量は、真勲別において 1,400m³/s とする。</p>	<p>天塩川の計画高水流量は、本支川の貯留・遊水機能を踏まえたうえで、剣淵川の合流前において 1,300m³/s とし、風連別川等からの流入量を合わせ、基準地点名寄大橋において 3,400m³/s とする。基準地点名寄大橋から下流においては、名寄川等からの流入量を合わせ、美深橋地点において 5,400m³/s とし、安平志内川等からの流入量を合わせ、基準地点誉平において 5,700m³/s とする。さらに、その下流では、問寒別川等からの流入量を合わせ、天塩大橋地点において 6,200m³/s とし、河口まで同流量とする。</p> <p>名寄川の計画高水流量は、本支川の貯留・遊水機能を踏まえたうえで、基準地点真勲別において 1,500m³/s とする。</p>	・基準地点の計画高水流量の変更																																						

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	 <p>天塩川計画高水流量図</p> <p>単位 : m^3/s</p>	 <p>天塩川計画高水流量図</p> <p>単位 : m^3/s</p>	
109	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	
110	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	・起点からの距離を追加

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																																																														
	<p>主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>地点名</th><th>河口からの距離 (km)</th><th>計画高水位 (T.P.m)</th><th>川幅 (m)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">天塩川</td><td>九十九橋</td><td>河口から 177.1</td><td>135.42</td><td>200</td></tr> <tr><td>名寄大橋</td><td>" 151.2</td><td>95.62</td><td>320</td></tr> <tr><td>美深橋</td><td>" 128.1</td><td>74.66</td><td>350</td></tr> <tr><td>誉平</td><td>" 58.9</td><td>19.27</td><td>350</td></tr> <tr><td>天塩大橋</td><td>" 18.6</td><td>6.93</td><td>500</td></tr> <tr> <td>名寄川</td><td>真勲別</td><td>天塩川合流点から 8.4</td><td>106.32</td><td>200</td></tr> </tbody> </table> <p>注) T.P. 東京湾中等潮位</p>	河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)	天塩川	九十九橋	河口から 177.1	135.42	200	名寄大橋	" 151.2	95.62	320	美深橋	" 128.1	74.66	350	誉平	" 58.9	19.27	350	天塩大橋	" 18.6	6.93	500	名寄川	真勲別	天塩川合流点から 8.4	106.32	200	<p>主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>地点名</th><th>※河口又は合流点からの距離 (km)</th><th>計画高水位 T.P. (m)</th><th>川幅 (m)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">天塩川</td><td>九十九橋</td><td>河口から 177.1</td><td>135.42</td><td>200</td></tr> <tr><td>名寄大橋</td><td>" 151.2</td><td>95.62</td><td>320</td></tr> <tr><td>美深橋</td><td>" 128.1</td><td>74.66</td><td>350</td></tr> <tr><td>誉平</td><td>" 58.9</td><td>19.27</td><td>350</td></tr> <tr><td>天塩大橋</td><td>" 18.6</td><td>6.93</td><td>500</td></tr> <tr> <td>名寄川</td><td>真勲別</td><td>天塩川合流点から 8.4</td><td>106.32</td><td>200</td></tr> </tbody> </table> <p>注) T.P. 東京湾中等潮位</p> <p>※起点からの距離</p>	河川名	地点名	※河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	天塩川	九十九橋	河口から 177.1	135.42	200	名寄大橋	" 151.2	95.62	320	美深橋	" 128.1	74.66	350	誉平	" 58.9	19.27	350	天塩大橋	" 18.6	6.93	500	名寄川	真勲別	天塩川合流点から 8.4	106.32	200	
河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)																																																													
天塩川	九十九橋	河口から 177.1	135.42	200																																																													
	名寄大橋	" 151.2	95.62	320																																																													
	美深橋	" 128.1	74.66	350																																																													
	誉平	" 58.9	19.27	350																																																													
	天塩大橋	" 18.6	6.93	500																																																													
名寄川	真勲別	天塩川合流点から 8.4	106.32	200																																																													
河川名	地点名	※河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)																																																													
天塩川	九十九橋	河口から 177.1	135.42	200																																																													
	名寄大橋	" 151.2	95.62	320																																																													
	美深橋	" 128.1	74.66	350																																																													
	誉平	" 58.9	19.27	350																																																													
	天塩大橋	" 18.6	6.93	500																																																													
名寄川	真勲別	天塩川合流点から 8.4	106.32	200																																																													
111		計画高潮位については、海岸管理者と連携して気候変動による平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に予測・評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら必要に応じて設定を行う。	・気候変動による潮位の影響について追記																																																														
112	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項																																																															
113		天塩川水系における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、流入支川の状況、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観等を考慮して、美深橋及び九十九橋で設定する。	・複数地点を位置付けるため																																																														
114	美深橋地点から下流の既得水利としては 農業用水約 0.1 m ³ /s の許可水利がある。	各基準地点から下流の各区間における既得水利は次表のとおりである。	・表現の適正化 ・時点更新(水利用) ・複数地点(区間)記載																																																														

天塩川水系

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																					
		<p style="text-align: center;">基準地点下流の既得水利一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区間名</th> <th>かんがい用水</th> <th>水道用水</th> <th>工業用水</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天塩川</td> <td>美深橋地点下流</td> <td>0.09</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td></td> <td>九十九橋地点～名寄川合流点</td> <td>5.81</td> <td>0.02</td> <td>0.35</td> <td>0.01</td> <td>6.19</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区間名	かんがい用水	水道用水	工業用水	その他	計	天塩川	美深橋地点下流	0.09	—	—	—	0.09		九十九橋地点～名寄川合流点	5.81	0.02	0.35	0.01	6.19	
河川名	区間名	かんがい用水	水道用水	工業用水	その他	計																		
天塩川	美深橋地点下流	0.09	—	—	—	0.09																		
	九十九橋地点～名寄川合流点	5.81	0.02	0.35	0.01	6.19																		
115	これに対し、美深橋地点における過去 33 年間(昭和 43～平成 12 年)の平均渇水流量は $30.7\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量 $52.6\text{m}^3/\text{s}$ である。	これに対して、各基準地点における過去 56 年間(昭和 43 年(1968 年)～令和 5 年(2023 年))の流況は、美深橋地点の平均渇水流量は約 $31.5\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は約 $53.0\text{m}^3/\text{s}$ 、九十九橋地点の平均渇水流量は約 $2.5\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は約 $7.5\text{m}^3/\text{s}$ である。	<ul style="list-style-type: none"> ・時点更新(統計期間、流況) ・西暦追記 ・複数地点記載 																					
116	美深橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護、景観等を考慮し、概ね $20\text{m}^3/\text{s}$ とする。	流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観等を考慮し、美深橋地点においてはかんがい期、非かんがい期共に概ね $20\text{m}^3/\text{s}$ 、九十九橋地点においてはかんがい期に概ね $6.3\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期に概ね $3.2\text{m}^3/\text{s}$ とする。	・複数地点記載																					
117	なお、美深橋地点下流の水利使用の変更に伴い当該流量は増減するものである。	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。																						

天塩川水系